

群馬大学医学部附属病院重粒子線治療検討委員会規程

平成 19. 4. 1 制定

平成 23. 4. 12 改正

平成 30. 4. 1 改正

(設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院における重粒子線治療を円滑に行うため、群馬大学医学部附属病院重粒子線治療検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 治療方針・治療計画の策定に関する事。
- (2) 重粒子線治療の診療体制に関する事。
- (3) 適応患者の集患方法に関する事。
- (4) がん診療連携拠点病院との連携に関する事。
- (5) 収支計画の策定に関する事。
- (6) 測定データ等の管理計画に関する事。
- (7) その他重粒子線治療に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 関係診療科から選出された教員
- (2) 中央診療施設等から選出された教員
- (3) 国立大学法人群馬大学の職員以外の者で重粒子線治療に関し識見を有するもの
若干人
- (4) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(特別協力員)

第6条 委員会に，特別協力員を置く。

2 特別協力員は，委員長が指名する者をもって充てる。

3 特別協力員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

4 委員長が必要と認めたときは，特別協力員を会議に出席させて，重粒子線治療に関する専門的意見を聴くことができる。

(会 議)

第7条 委員会は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に，必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報 告)

第10条 委員長は，委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第11条 委員会の事務は，経営企画課において処理する。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか，委員会に関して必要な事項は，委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は，病院運営会議の議を経て，病院長が行う。ただし，法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては，会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は，平成23年4月12日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

